

平成29年4月14日

各部課等の長 殿

総務部長

平成29年度予算執行方針について（要請）

政府は、アベノミクスの成果を十分に実感できていない地域の隅々までその成果を波及させ、誰もが生きがいを持って充実した生活を送ることができる一億総活躍社会の実現に向け、引き続き、経済再生なくして財政健全化なしを基本に、新・三本の矢（名目GDP600兆円、希望出生率1.8%、介護離職ゼロ）に沿った施策を推進するとしている。

一方、平成29年4月10日に国立社会保障・人口問題研究所が発表した日本の将来推計人口（平成29年度人口推計）によれば、西暦2053年に日本の人口は1億人を割り、さらに10年後の2063年には9千万人を割り込むと推計している（死亡中位仮定・出生中位による推計値）。

人口減少社会が進み、都市間競争が激しくなっていく中で、市民が生き生きと暮らし、かつ賑わいを創出していくためには、市民みずからが市政に参加するという意識を高めるとともに、市民一人ひとりが持つパワーを最大限引き出さなければならない。また、農商工の各分野が連携し産業力を高めていくことや、国内外の都市との積極的な文化・観光・経済交流が地域の活性化につながると考え、「人財と風土が支える産業・交流都市酒田」を実現するための次の9つの取組みに対し事業費を重点的に配分し、平成29年度当初予算を編成したところである。

- 1 産業力強化と交流促進の基盤づくり
- 2 子育て、子どもの教育支援
- 3 すべての女性が輝く地域社会づくりの推進
- 4 市民協働による地域活性化と歴史文化の継承、芸術文化・スポーツの振興
- 5 健康づくり、福祉のまちづくりの推進
- 6 環境と共生する安全・安心のまちづくり
- 7 東北公益文科大学との「大学まちづくり」の推進
- 8 次期総合計画づくりと市政への市民参画の促進
- 9 効率的な行政運営と健全財政維持

一般会計の予算規模は524億8千万円と5年ぶりに前年度当初予算額を下回ったものの、多額の財源が不足したことにより基金から約18億7千万円を取り崩して収支の均衡を確保したものであり、引き続き、確実かつ安定した財源の獲得を最重要課題と位置付けているところである。

歳入では、市税の増を見込んでいる一方で、普通交付税については、合併後11年目の平成28年度から5年間の段階的縮減期間に入っていることなどから約3億5,200万円の減を見込んでいる。歳出では、新庁舎整備事業費の減、中町にぎわい健康プラザ整備事業の完了などにより投資的経費は減少したものの、平成30年度以降も駅周辺整備や消防庁舎及び総合防災センター整備などが予定されていること、また、前年度から取り組んでいる保育料軽減措置の拡充に伴う扶助費の増などにより、引き続き、厳しい財政運営が見込まれる。

平成27年度決算における本市と類似団体との比較では、経常収支比率、実質公債費比率等の財政指標が類団平均を上回っている状況にあり、安定した財政運営を継続していくためには指標の改善に努めていかなければならない。事務事業の徹底的な見直し、公共施設の適正配置、積極的な財源の獲得、税収の増につながる施策の展開を重点的に進めるとともに、市民一人当たりの金額が類団平均を大幅に上回っている市債残高を減らすため、市債借入額を抑制していく必要がある。

以上を踏まえ、平成29年度市長施政方針に沿って、次に掲げる事項に留意の上、適切な予算執行を行うよう要請する。

## 記

### 1. 全般的事項

- (1) 平成28年度の予算執行において、予算管理上、不適切な事例が見受けられたことから、各課等の長は、責任を持って予算管理に当たること。

#### <事例1>

国・県等からの補助金が予算より減額されたにもかかわらず、財政課と協議せず歳出予算を執行した。

#### <事例2>

年間予算であるにもかかわらず、予算執行計画を立てずに執行したことから予算が不足した。補正対応もしたものの、最終的には流用で対応せざるを得なくなった。

#### <事例3>

工事や修繕等で請差が生じたため、予算の位置付け以上のレベルで発注した。

- (2) 各事業の予算執行に当たっては、当初予算査定における調整内容、指示事項に基づいて執行するものとし、事業内容の変更等は行わないこと。ただし、経費の一層

の節減、想定以上の事業効果が見込まれる場合等は、事前に財政課と協議すること。  
また、状況の変化等が見込まれる場合は、合わせて政策推進課と協議すること。

- (3) 新規事業等については、執行の遅れにより事業効果を低減させることがないように、特に早期執行に努め、その成果を翌年度以降の施策に反映できるよう取り組むこと。
- (4) 事業予算にかかる補助対象事業費や起債対象事業費を担当課の判断のみで変更せず、財政課と協議すること。
- (5) 平成 28 年度の繰越事業を含めた予算の執行については、地域経済に配慮し、できる限り上半期に実施し、早期に効果を発揮させるよう努めること。特に公共工事については、迅速かつ円滑な発注を心掛け、公共事業の施工促進、地域経済の振興を図ること。
- (6) 年間予算であることを十分認識し、執行に当たっては、予算の補正、流用等に安易に依存することなく、計画的かつ効率的な執行に努めること。持続可能な財政運営を実現するためにも、増額補正については、その必要性と効果を十分検討すること。年度途中の補助事業の受け入れなど、特段の事情がある場合は、事前に財政課と協議すること。
- (7) 完了、中止を決定した事業は、直近の議会で減額補正を行うこと。事業の「完了」とは、当該年度の事業費が確定したときとする。なお、事業別予算のため、完了による減額は、原則、事業単位とする。また事業の完了時期や事業費の確定が流動的な場合や減額幅が軽微な場合は、事務の効率性も勘案し、減額補正を行わず不用額処理とすること。

※ <参考> 補正予算編成スケジュール

補正予算提案時期	補正予算要求期限	(平成 28 年度の場合)
6 月定例会	4 月下旬	(4 月 27 日)
9 月定例会	7 月下旬	(7 月 22 日)
12 月定例会	10 月下旬	(10 月 25 日)
3 月定例会	1 月下旬	(1 月 19 日)

- (8) 国・県支出金、市債等の特定財源を充当する事業については、当該財源の確定後、又は当該財源が確実に見込まれるときでなければ、予算を執行することはできないので注意すること。また、事業に充当する特定財源が減少したとき、又は減少する見込みがあるときは、減少額に見合う歳出予算を執行することはできないので注意すること。(酒田市財務規則第 13 条「予算執行の制限」)

- (9) 補助事業に係る予算は、補助金の削減や制度の廃止等、国、県の動向を的確かつ早期に把握すること。原則として前記(8)のとおり、補助金の減額分は市の一般財源では補填しない。また国、県からの補助事業の増額要請についても、事前に財政課と協議すること。国、県の補助事業を受けることを前提として予算化された事業については、補助申請が採択されなかった場合は、原則、中止とする。次年度以降の計画の事前申請に当たっては、たとえ実施計画で位置付けされているものであっても、財政課並びに関係課と協議のうえ政策決定を図ること。
- (10) 国、県で実施する事業、特に新規事業、また既存制度の改正については、その内容を十分に把握し、市の取組みと重複することがないように、あるいは連携しながら事業の執行に当たること。特に国等の補助事業には積極的に手を挙げ財源確保に努力すること。
- (11) 市の政策決定に関わることは、新年度予算編成前に政策推進課と十分に協議・調整を行うこと。
- (12) 単に前例踏襲や現年度の執行状況を確認するだけでなく、事務事業評価を踏まえ、事業の成果を客観的に分析・検証し、費用対効果を意識しながら事業執行に当たること。
- (13) 事業執行に当たっては、関連規定を確認し、起案内容、決裁区分等、手続に遺漏のないよう注意すること。

## 2. 歳入に関する事項

- (1) すでに予算化されている事業であっても、活用できる国・県等の補助制度について、積極的に情報収集に努めるとともに、調査研究を行い、新たな財源の獲得に取り組むこと。また、新たな歳入確保策にも積極的に取り組むこと。
- (2) 市税及び使用料等収入の滞納額の縮減等に努めること。

## 3. 歳出に関する事項

- (1) 年間の事業執行計画を作成し、進行管理を徹底すること。
- (2) 法令外補助金は、交付団体の財務状況を常に把握し、事業効果を十分検討したうえで、補助金等交付規則に基づき適正な執行を行うこと。また補助金交付後も交付団体の動向に留意し、その成果を十分見極め、事業完了後、直ちに実績報告書の提出を求めること。